

## 訪問看護医療DX情報活用加算について

令和6年の診療報酬改定により、「訪問看護医療DX情報活用加算」が新設されました。

これは、訪問看護ステーションの看護師等が、オンライン資格確認により利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用することで、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供するものです。これにより訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

医療DXを通じた質の高い医療の提供に、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 【加算額】

訪問看護医療DX情報活用加算：50円/月

### 【対象】

医療保険による訪問看護をご利用の方

### 【施設基準】

- (1) 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っている訪問看護ステーションであること。
- (2) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（オンライン資格確認）を行う体制を有している訪問看護ステーションであること。
- (3) 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、看護師等が利用者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有していること。
- (4) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
- (5) (4)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

### 【備考】

資格情報の提供はご利用者さま、および代理人の同意に基づいて行われます。  
同意なしにオンライン資格確認を行うことはありません。

令和8年4月1日

社会福祉法人函館厚生院  
訪問看護ステーションケンゆのかわ